

秋田城跡史跡公園管理棟自動販売機設置場所貸付仕様書

秋田市（秋田城跡歴史資料館）では、飲料水等自動販売機を秋田城跡史跡公園管理棟敷地内（屋外の軒下）に設置し運営する事業者を募集する。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、敷地内（屋外の軒下）の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を図りながら市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るものである。

1 自動販売機設置場所の貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

2 自動販売機の設置場所の内容および最低落札価格等

所在地（秋田市） (別添図面参照)	貸付面積 (台数)	最低落札価格 (1年間の貸付額)	直近の契約額 (1年間の貸付額)
寺内大畠102番	約1.21m ² (1台)	税抜50,000円	税抜50,000円

※貸付面積には、回収ボックスおよび放熱スペースを含む。

3 自動販売機の設置等に係る条件

- (1) 自動販売機の高さは2,000mm以内とする。
- (2) 設置場所の周辺環境に配慮したデザイン、外観色等とする。
- (3) 省エネのため「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」ならびに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- (4) 設置にあたっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。
- (5) 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)および「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。
- (6) 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

- (7) 防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、盜難防止に努めること。
- (8) 自動販売機の設置、維持管理および撤去に関する費用は、設置者の負担とする。
- (9) 設置者において、商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部・外部の清掃などを行うこと。
- (10) 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- (11) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については設置者の責任において速やかに対応すること。なお、自動販売機本体には連絡先を明記すること。
- (12) 自動販売機、回収ボックスおよび商品の盜難・破損について、秋田市はその責めを負わない。
- (13) 設置者は自動販売機、回収ボックスおよび商品が汚損またはき損したときは、速やかに復旧すること。
- (14) 販売商品の種類については、酒類(またはその類似品)を除く飲料とする。また、価格については、メーカー希望小売価格(定価)以下とする。
- (15) 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。
- (16) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡、又は転貸してはならない。
- (17) 使用済み容器回収分別ボックスを、自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置し、設置者の責任で適切に回収・処分すること。
- (18) 回収ボックスの素材は、プラスチック製又は金属製とする。
- (19) 回収ボックスの容積については、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
- (20) 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (21) 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(22) 設置者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、秋田市が指定する期日までに原状回復すること。

4 電気料金の支払い

- (1) 設置者の負担により電気使用量の子メーターを取付すること。
- (2) 電気料金については、秋田市が計測し月毎に別途発行する納入通知書により定期日までに納入すること。なお、電気料金（月額）の算定方法は、電力供給会社の計算方式による。

5 売上実績等の報告

- (1) 自動販売機の売上実績を4月から3か月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の月末までに報告すること。
- (2) 秋田市が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。